

奈良県広域水道企業団契約規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号

奈良県広域水道企業団契約規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に定めるもののほか、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の業務に係る売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格は、別に定める。

(一般競争入札の公告)

第3条 一般競争入札の公告は、令第167条の6第1項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を掲示その他の方法により入札期日（電子情報処理組織（企業団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも10日（1件の予定価格が5千万円以上である建設工事の請負契約にあっては、15日）前に公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 入札保証金に関する事項

(4) 入札の無効に関する事項

(5) その他必要な事項

(一般競争入札の入札保証金)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額（入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあっては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第11条第2項において同じ。）（再入札の場合にあっては最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する者である場合

においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

(2) 第2条の規定により定められた資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券（以下「金融債」という。）

(5) 企業長が確実と認める社債

(6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

(7) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証

3 一般競争入札に参加しようとする者が前項第7号の保証を入札保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

4 第2項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債及び地方債 債権金額（割引の方法により発行した国債及び地方債であって保証金に充用の日から5年以内に償還期限の到来しないものにあつては、発行価額）

(2) 政府の保証のある債券、金融債及び企業長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なる場合にあつては、発行価額）の8割に相当する金額

(3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 銀行又は企業長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額

5 一般競争入札に参加しようとする者から小切手を入札保証金の納付に代わる担保として提供があつた場合において、当該小切手を第10条の規定により還付することとなる前にその提示期間が経過することとなるときは、当該小切手を保管する者をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさ

せ、又は当該小切手を担保として提供した者に対して当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めるものとする。

(一般競争入札の手続)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、所定の場所及び日時に入札しなければならない。

2 入札書は、企業長が特に必要があると認めた場合に限り書留郵便で差し出すことができる。

3 電子入札に参加しようとする者は、前2項の規定にかかわらず、指定の日時までに、入札書に記載すべき事項を企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

(入札金額)

第6条 入札書(電子入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録。以下同じ。)に記載(電子入札にあつては、記録)をすべき金額は、特に単価を示すべきことを指示した場合のほか、すべて総計金額とする。

(一般競争入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 企業長の定める入札条件に違反した入札

(2) 入札書に記名押印(企業長が別に定める記名押印に代わる措置を含む。)を欠く入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(4) 同一入札者がした2以上の入札

(5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(一般競争入札の執行の取消し等)

第8条 企業長は、一般競争入札を執行する際、入札者の不正な行為その他の理由により、その入札を執行することが不適當であると認めるときは、これを延期し、又は取り消すことができる。

(開札)

第9条 開札の場所には、予定価格を記載した書面を封書にして備え、開札を終了したときは、開札録を作成しなければならない。ただし、電子入札に係る案件にあつては、開札の場所に予定価格を記載した書面を封書にして備えることに代えて、予定価格を企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。)に記録することができる。

2 令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、予

定価格及び最低制限価格を前項本文の書面に記載し、又は同項ただし書のファイルに記録しなければならない。

(一般競争入札の入札保証金の還付)

第10条 納付された入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、落札者の決定後、直ちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約の締結後、直ちに還付する。

2 落札者の納付した入札保証金は、前項ただし書の規定にかかわらず、落札者からの申出により契約保証金に充当することができる。

(入札に係る損害賠償)

第11条 落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）に係る契約を締結しようとする場合において、当該特定事業に係る一般競争入札による落札者が当該特定事業を実施することを目的として設立する法人を契約の相手方とするときは、当該法人）が契約を締結しない場合には、納付した入札保証金は、企業団に帰属するものとする。

2 前項の場合において、当該落札者は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、入札金額の100分の5に相当する額（落札者が入札保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第12条 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格は、別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名)

第13条 指名競争入札を行う場合の指名する者の数、指名の基準等は、別に定める。

(一般競争入札に関する規定の準用等)

第14条 第4条から第11条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第4条第1項第2号中「第2条」とあるのは、「第12条」と読み替えるものとする。

(随意契約)

第15条 随意契約によることができる場合における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号に規定する予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）について規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とす

る。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

2 随意契約の方法による契約を締結しようとする場合においては、見積りに必要な事項を示して、2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるものについては、この限りでない。

(特定随意契約)

第16条 企業長は、毎年度、特定随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の契約をいう。）に係る発注の見通しその他の別に定める事項について公表するものとする。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

2 前項の規定による公表は、契約に関する事務を担当する所属において閲覧に供し、又はインターネットを利用する方法により行うものとする。

(契約書等)

第17条 契約の締結をしようとするときは、次条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行の期限
- (4) 履行の場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除
- (9) 危険負担
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

3 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約の場合には、前項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。

（契約書の省略）

第18条 契約金額（契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあつては、当該単価に当該契約に係る入札等において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。次条第1項、第24条第2項及び第3項において同じ。）が200万円未満（建設工事の請負契約及び設計、測量、調査業務の委託に係る契約においては100万円未満）の契約その他企業長が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約については、前条に規定する契約書の作成を省略することができるものとする。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の相手方（以下「契約者」という。）は、当該契約が建設工事の請負契約であるときは建設工事請書を、その他の契約であるときは企業長が特に必要があると認めるときに限り前条第3項の規定に準じ必要な事項を記載した請書を、企業長に提出しなければならない。

（契約保証金）

第19条 契約者は、契約締結までに契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、企業長は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

(2) 企業団と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者

(4) 物品を売り払う場合において売払代金を即納する者

(5) 第2条又は第12条の規定により定められた資格を有する者で、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの

(6) 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 第4条第2項第1号から第7号までに掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）  
第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）  
の保証

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第4条第3項から第5項までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条第3項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「前項第7号」とあるのは「前項第7号又は第19条第2項第2号」と、同条第5項中「第10条の規定により還付することとなる前」とあるのは「契約上の義務の履行前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約保証金の還付）

第20条 契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）

）は、契約の履行後これを当該納付者に還付する。ただし、企業長は、契約者の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

2 財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

（延期願）

第21条 契約者は、天災その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に債務を履行し難い場合には、延期願により企業長の承認を受けなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第22条 契約者は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

（遅延損害金）

第23条 契約者は、その責に帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額（契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあつては、当該単価に履行期限が到来した購入等の数量を乗じて得た金額）から既に履行した部分に対する相当額を控除した額について、民法（明治29年法律第89号）その他の法律に規定する割合を乗じて得た額を遅延損害金として納付しなければならない。

(契約に係る損害賠償)

第24条 企業長が次条第1項の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、企業団に帰属するものとする。

2 前項の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

3 契約者が次条第1項第1号に該当する場合には、企業長が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金ほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、企業団に損害が生じない場合において企業長が特に認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第25条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。

(2) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

(4) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

(5) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監査等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

(6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 企業長は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成



団体をいう。以下同じ。) において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約であって、この規程の施行の日以後において企業長が処理することとなる事務に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規程に定める事務の適用により、契約の事務に著しい支障が生じる等やむを得ない場合において企業長が必要と認めるときは、当分の間、この規程の規定にかかわらず、従前の例によることができる。